

(2) 環境基準

公共用水域（河川、湖沼、及び海域）の水質については、環境基準が定められています。この水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準の2つの基準があります。

本町においては、前者は全公共用水域について適用され、後者のうち海域はこの基準があてはまります。しかし、後者のうち河川はこの基準が当てはまらないので、目安としてD類型河川の基準値を参考にしています。

○ 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン
基準値	0.01mg/ℓ 以下	検出され ないこと	0.01mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	0.0005 mg/ℓ以下	検出され ないこと	検出され ないこと	0.02mg/ℓ 以下

項目	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
基準値	0.002mg/ℓ 以下	0.004mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下	0.04mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	0.006mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下

項目	1,3-ジクロロプロパン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
基準値	0.002mg/ℓ 以下	0.006mg/ℓ 以下	0.003mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	10mg/ℓ 以下	0.8mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下

○ 生活環境の保全に関する環境基準

・海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	科学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	N-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下 の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPM/ 100ml以下	検出され ないこと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l以下	5mg/l以上	—	検出され ないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l以下	2mg/l以上	—	—

・河 川 (湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物科学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以上	7.5mg/l以上	50MPM/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPM/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPM/ 100ml以下
C	水道3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ゴミ等の浮遊が認 められないこと	2mg/l以上	—